

第19回 いなべ市農業委員会 議事録

開催日 令和6年6月10日
場所 行政棟 庁議室

委員の出欠状況

1番	多湖 文貴	出	2番	伊藤 幸子	出	3番	中村 進也	欠
4番	遠藤 良幸	出	5番	藤田 一房	出	6番	松葉 里美	出
8番	伊藤 和雄	出	9番	小林 政俊	出	10番	岡田 康平	出
11番	中村 正治	出	12番	近藤 秀樹	出	13番	片岡 節男	出
14番	樋口 久義	出	15番	伊藤 治義	出			

開会時刻 午前 9時00分
閉会時刻 午前 9時45分

<p>1 開会の辞 事務局長(小高秀之)</p>	<p>それでは、第19回いなべ市農業委員会を開催させていただきます。よろしくお願いいたします。</p>
<p>2 会長挨拶 会長(伊藤和雄)</p>	<p>お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。第19回いなべ市農業委員会を始めさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。</p>
<p>3 開会の宣言 議長(伊藤和雄)</p>	<p>いなべ市農業委員会総会規則第5条に基づき、議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p> <p>只今の出席委員は13名でございます。定足数に達しておりますので、第19回いなべ市農業委員会を開会いたします。</p>
<p>4 議事日程 (日程第1) 議長</p>	<p>それでは、お手元の議事日程に沿って進めさせていただきます。日程第1、本日の議事録署名委員の指名については、いなべ市農業委員会総会規則第6条第2項の規定に基づき、会長が定めることとなっておりますので、本日の議事録署名委員に、12番議席近藤秀樹委員と、13番議席片岡節男委員のお二人を指名させていただきます。よろしくお願いいたします。</p>
<p>(日程第2) 議長</p>	<p>それでは、報告第36号「農地法第18条の規定による合意解約通知について」を一括して議題といたします。を議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>日程第2 報告第36号</p>

	<p>農地法第18条の規定による合意解約通知について(委員会処分) 次のとおり、農地法第18条第1項第2号に基づき合意解約され、同条第6項の規定による通知があったので報告する。令和6年6月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>原則、農地の賃貸借契約の解除については、農地法により許可を受けなければなりません。しかし、合意による解約でその旨が書類により明らかにされている場合は許可を必要とせず、これらの行為をしたものは農業委員会にその旨を通知しなければならないと規定されています。今回の案件は、3件、4筆、面積3,525㎡であることを報告します。</p> <p>議長 当該報告については、合意解約による通知を受けたものです。報告事項について質問等がありましたらお願いします。質問がなければ次に進みます。</p> <p>議長 議案第102号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。</p> <p>事務局 日程第3 議案第102号 農用地利用集積計画の決定について(利用権設定) 次のとおり、いなべ市長から農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)附則(令和4年5月27日法律第56号)第5条第1項の規定により、農用地利用集積計画が提出されたので、議決を求める。令和6年6月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤和雄</p> <p>市が農地利用集積計画を定めるときには、農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項により、農業委員会の決定を経て、市が定めることになっております。</p> <p>通常、農地の貸し借りをする場合、農地法の許可が必要ですが、農用地利用集積計画を定めるとその手続きが不要になり、期間満了になると自動的に契約が終了することになります。</p> <p>議案書のとおり利用権の設定計画が提出されたのでお諮りをします。</p> <p>今回の案件は、全て中間管理機構分で、36件、59筆、総面積</p>
--	--

	<p>85,742 m²となっております。</p> <p>議長 事務局の説明は終わりました。</p> <p>本議案は農地集積を目的とし、賃貸借・使用貸借により、期間を決めた利用権の設定です。今回は、すべて公益財団法人三重県農林水産支援センターが実施する農地中間管理事業の利用権の設定です。</p> <p>内容について、何か質問等ありましたらお願いいたします。</p> <p>特に無いようですので、議案第102号「農用地利用集積計画の決定について」につきまして採決いたします。</p> <p>本計画について、決定することに賛成の委員の挙手を求めます。全委員挙手です。</p> <p>よって本議案は原案どおり決定されました。</p>
(日程第4)	<p>議長 続きまして、議案第103号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
	<p>事務局 日程第4 議案第103号</p> <p>農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について（委員会処分）</p> <p>次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請があったので議決を求める。令和6年6月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>今回の3条所有権移転の申請は、6件、8筆、面積9,636 m²です。</p> <p><7番案件>の申請地は、北勢町大辻新田地内の畑です。</p> <p>譲受人である北勢町大辻新田の■■■■が、北勢町平野新田の■■■■が所有する議案書に記載の1筆、409 m²を売買により譲り受ける申請です。</p> <p><8番案件>の申請地は、大安町石樽南地内の田です。</p> <p>譲受人である大安町石樽東の■■■■が大安町石樽南の■■■■が所有する議案書に記載の3筆5,105 m²を贈与により譲り受ける申請です。</p>

	<p><9 番案件>の申請地は、北勢町瀬木地内の田です。 譲受人である北勢町瀬木の■■■■が、愛知県稲沢市の■■■■が所有する議案書に記載の1筆 629 m²を贈与により譲り受ける申請です。</p> <p><10 番案件>の申請地は、員弁町北金井地内の畑です。 譲受人である員弁町御菌の■■■■が、同じく員弁町北金井の■■■■が所有する議案書に記載の1筆 287 m²を売買により譲り受ける申請です。</p> <p><11 番案件>の申請地は、大安町石樽北山地内の田です。譲受人である桑名市の■■■■が 名古屋市■■■■が所有する議案書に記載の1筆 605 m²を売買により譲り受ける申請です。</p> <p><12 番案件>の申請地は、藤原町本郷地内の現況、畑です。 譲受人である藤原町本郷の■■■■が名古屋市■■■■が所有する議案書に記載の1筆 2,601 m²を売買により譲り受ける申請です。</p> <p>以上6件につきまして、委員の確認書、現場確認及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしくお願いいたします。</p> <p>議長 事務局の説明は終わりました。 何か質問はありますか。</p> <p>特に無いようですので、採決に入ります。 議案第103号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」は、原案どおり許可することに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手であります。 よって本申請につきましては、許可することといたします。</p> <p>(日程第5) 議長 続きまして、議案第104号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」、議案第105号「農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について」を一括して議題といたします。 (日程第6) 事務局の説明を求めます。</p>
--	---

事務局

日程第 5 議案第 104 号

農地法第 5 条の規定による農地等の所有権許可申請承認について（知事処分）

次のとおり、農地法第 5 条の規定による許可申請があったので意見を求める。令和 6 年 6 月 10 日提出 いなべ市農業委員会会長
伊藤 和雄

今回の申請は、4 件、6 筆で 3,164 m²です。

<8 番案件>は、員弁町市之原地内の畑です。農地区分は、2 種農地です。

転用計画としては、桑名市の■■■■が員弁町市之原の■■■■が所有する議案書に記載の 1 筆、200 m²を隣接宅地と併せて取得し 431.40 m²、個人住宅用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は整地を行い、周囲をブロックフェンスで囲み、土砂及び雨水の流出を防止します。

取水は上水道、汚水及び生活雑排水は下水道を利用します。雨水排水は、敷地内で集め南側水路に放流します。

<9 番案件>は、藤原町長尾地内の畑です。農地区分は、2 種農地です。

転用計画としては、大安町石樽東の■■■■が藤原町長尾の■■■■が所有する議案書に記載の 1 筆、437 m²を取得し、駐車場用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は整地のみを行い、周囲のコンクリートブロックを利用し土砂雨水を防止します。

取水、排水はありません。雨水排水は自然浸透及び集水枡を設置し、既設の道路側溝へ放流します。

<10 番案件>は、大安町宇賀新田地内の畑です。農地区分は、2 種農地です。

転用計画としては、大安町宇賀新田に住所を有する■■■■が埼玉県川口市の■■■■が所有する議案書に記載の 3 筆、2,057 m²を取得し、隣接営業所の駐車場用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は整地のみを行い、周囲のブロックフェンスを利用し土砂雨水を防止します。

取水、排水はありません。雨水排水は、敷地内で自然浸透させます。

<11 番案件>は、大安町石樽北山地内の田です。農地区分は、2

種農地です。

転用計画としては、桑名市の■■■■が名古屋市■■■■が所有する議案書に記載の1筆、470㎡を取得し、個人住宅用地へ転用したい旨の計画です。なお、残った農地は3条11番案件にて説明しました。

土地造成は整地のみを行い、周囲のコンクリートブロックを設置し土砂雨水を防止します。

取水は上水道、汚水及び生活雑排水は下水道を利用します。雨水排水は、敷地内で集め道路側溝に放流します。

続きまして、議案第105号 農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について（知事処分）

次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請があったので意見を求める。令和6年6月10日提出 いなべ市農業委員会会長
伊藤 和雄

今回の申請は、3件、4筆で、1,239㎡です。

<2番案件>は、大安町梅戸地内の畑です。農地区分は、2種農地です。

転用計画としては大安町南金井の■■■■が同じく南金井の■■■■が所有する議案書に記載の2筆、379㎡を個人住宅用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成については整地を行い、周囲はコンクリートブロックを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。。

取水は上水道、汚水及び生活雑排水は下水道を利用します。雨水排水は集水後、既設道路側溝に放流します。

<3番案件>は、藤原町川合地内の田です。農地区分は、3種農地です。

転用計画としては四日市市の■■■■が藤原町川合の■■■■が所有する議案書に記載の1筆、651㎡を農家住宅用地へ転用したい旨の計画です。

現場はすでに造成がされており、事前着手状態でしたので、始末書と顛末書が提出されています。

土地造成については50cmの盛土を行っております。

取水は上水道、汚水及び生活雑排水は下水道を利用します。雨水排水は自然浸透及び周囲の側溝に放流します。

<4番案件>は、北勢町其原地内の畑です。農地区分は、3種農

	<p>地です。</p> <p>転用計画としては北勢町其原の[]が北勢町其原の[]が所有する議案書に記載の1筆、209㎡を個人住宅用地へ転用したい旨の計画です。</p> <p>土地造成については整地を行い、周囲はコンクリートブロックを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。</p> <p>取水・生活雑排水は隣接母屋の上水道及び下水道に接続します。雨水排水は集水後、既設道路側溝に放流します。</p> <p>以上5条所有権移転4件、使用貸借3件の計7件につきまして、委員の確認書、現場確認及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。</p> <p>これらの案件につきましては、6月3日に現地調査を行っております。現地調査委員から調査結果を報告させていただきます。</p>
現地調査委員	<p>議案第104号「農地法第5条の規定による農地の所有権移転許可申請について」4件、議案第105号「同法の規定による農地の使用貸借権設定許可申請について」3件を現地調査した結果、特に問題となる事項は確認されませんでしたので報告します。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>これらの議案について、何か質問はありますか。</p>
議長	<p>他に特に無いようですので、議案第104号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」の採決をいたします。</p> <p>本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手です。</p> <p>よって、当委員会の意見は、「なし」とすることに決定しました。</p> <p>続いて、議案第105号「同法の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について」の採決をいたします。</p> <p>本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、</p>

		<p>しく願います。</p> <p>議長 事務局の説明は終わりました。 非農地証明につきましては、無断転用後 20 年以上経過した土地についての証明です。事務局において 20 年前の空中写真等を元に該当する土地について提案をさせていただいております。 何か質問はありますか。</p> <p>中村正治委員 非農地証明の案件で、畑になっている所がありますが、それは非農地として認められるのですか。宅地でも畑にしたら農地になると思います。</p> <p>事務局 今回の申請では、一体利用地として認識しているので宅地として申請されました。いなべ市での非農地証明の内規の一例といたしまして、全体面積の 50%以上が非農地であれば認めることになっています。例えば、宅地内の家庭菜園などはこれに当たります。</p> <p>議長 他に特に無いようですので、議案第 106 号「非農地証明願承認について」を採決いたします。願いどおり証明することについて賛成委員の挙手を求めます。 全委員挙手であります。 よって、案件については願いどおり証明することに決定しました。</p> <p>5 その他 議長 議事については、以上です。その他に入ります。 委員さんから何かありますか。</p> <p>中村正治委員 今回、太陽光発電への転用が少ないと思うのですが、何か太陽光発電の申請で規制が厳しくなったとかは、あるのでしょうか。</p> <p>事務局 規制は従来通りで変わっていません。たまたま今月の太陽光発電への転用申請が無かっただけです。</p> <p>事務局 他に事務局から何かありますか。 次回は、7 月 3 日午前 9 時から現地調査、5 番議席藤田一房委員</p>
--	--	---

<p>6 閉会の宣言 議長</p> <p>【午前9時45分閉会】</p>	<p>と14番議席樋口久義委員は出席をお願いします。</p> <p>次回委員会は、7月10日です。場所は、行政棟2階庁議室となります。よろしくお願いします。</p> <p>それでは、これをもちまして第19回いなべ市農業委員会を終了します。</p> <p>ありがとうございました。</p>
--------------------------------------	---

会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

令和 年 月 日

いなべ市農業委員会
議長 伊藤 和雄

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____